

令和4年7月11日(月)～7月20日(水)

# 夏の交通安全運動

～子供と高齢者の交通事故防止～

毎月1日は「秋田県交通安全の日」です



～急がずに マナーとゆとりで 交通安全～

横断歩行者の交通事故防止  
～秋田の道路は 歩行者ファースト！～

横断歩道は**歩行者優先**です。

運転者は、**信号機のない横断歩道**を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で一時停止して道をゆずりましょう。

主唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県 秋田県警察

# 飲酒運転等の危険運転の防止

～8月は「飲酒運転追放県民運動」強調期間です～

- 飲酒運転は、**極めて悪質・重大な犯罪**です。

## 飲酒運転の罰則 (酒酔い運転の場合)

◆ ドライバー ◆ 車両の提供者	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
◆ 酒類の提供者 ◆ 同乗者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



- 地域・職場・家庭で **飲酒運転を絶対にさせない**環境をつくりましょう。

## 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

- **全席でのシートベルト着用は、法律で定められた義務**です。

運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。

- チャイルドシートは、子供の体格に合ったものを正しく使用しましょう。

## 自転車の安全で適正な利用の促進

～毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」です～

- 「**自転車安全利用五則**」を守りましょう。

自転車は車のなかまです

### 「自転車安全利用五則」

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



- 定期的に点検・整備を行いましょう。
- 自転車による事故に備えるため、**自転車損害賠償責任保険等**に加入しまししょう。  
(秋田県では令和4年4月1日から保険等の加入が義務となりました。)

お問い合わせ

◎秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班

☎018-860-1523 この印刷物は40,000部作成し、印刷経費は1部あたり2.2円です。

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 7 夏の交通安全運動

## 1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

## 2 運動の期間

7月11日から7月20日までの10日間

## 3 運動の重点等

### (1) 運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）  
～歩行者ファースト意識の浸透～

### (2) 運動の重点

ア 飲酒運転等の危険運転の防止

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 自転車の安全利用の促進

エ 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底）

## 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
子供と高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夏休み中における子供の交通事故防止を図るため幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。</li> <li>○ 広報啓発活動等を通じて、高齢者自身に身体機能の変化への的確な認識を持ってもらうとともに、これに基づく安全行動を促進する。</li> <li>○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。</li> <li>○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示の促進と高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知を徹底する。</li> <li>○ 子供と高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。</li> <li>○ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の利用を促進する。</li> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。</li> <li>○ 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検による危険箇所の把握と対策の促進を図る。</li> </ul>
飲酒運転等の危険運転の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて、飲酒運転や妨害運転の防止に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転等の危険運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。</li> <li>○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底する。</li> <li>○ ハンドルキーパー運動を促進する。</li> <li>○ 飲酒運転等の悪質性・危険性を理解させるための運転者教育を推進する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全運転管理者等の目視による、運転前後の酒気帯びの有無の確認及び記録を徹底する。</li> <li>○ 運行管理者による運転前後のアルコール検知器を使用した検査等、体調管理と飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。</li> <li>○ 交通指導取締りを強化するとともに、初心運転者講習や運転免許更新時等における交通安全教育を徹底する。</li> </ul>
後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートを正しく使用しなければならないことの周知を徹底する。</li> <li>○ シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用（6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることを含む。）の必要性・効果に関する理解を促進する。</li> <li>○ 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。</li> </ul>
自転車の安全利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を徹底する。</li> <li>○ 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルール・マナーの周知を徹底する。</li> </ul>
横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底） ～歩行者ファースト意識の浸透～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。</li> <li>○ 歩行者に対する安全な横断方法と確実な安全確認（横断する意思表示の方法）の指導啓発を図る。</li> </ul>
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。</li> <li>○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を徹底する。</li> </ul>